
学校のプール授業における民間委託に関する
サウンディング型市場調査
実施要領

広陵町 教育振興部 教育総務課

1 調査の名称

学校のプール授業における民間委託に関するサウンディング型市場調査

2 調査の目的等

現在、本町の小中学校におけるプール授業に関しましては、年間 10 時間程度の授業時間を確保し、実施していますが、近年の異常気象により、授業時間の確保が課題となっています。また、プール授業時間が 10 時間未満となる学校もあり、短時間での指導を行わざるを得ない状況となり、個々の状況に応じたきめ細やかな指導が難しい状況にあります。

このことから、令和 6 年度を目安に学習指導要領に掲げられている狙いを達成し、授業時間の確保と個々の状況に応じたきめ細やかな指導を行うため、民間事業者との連携によるプール授業を実施したいと考えています。

そこで、民間事業者の皆さまとの「対話」を通じて、検討を行うため、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

なお、今回のサウンディングへ参加された事業者については、今後実施予定である本事業の公募型プロポーザル審査において加点対象とさせていただきます。

併せて、今回の調査に関しては、小学校におけるプール授業のサウンディングを中心としますが、中学校におけるプール授業の民間委託の可能性についてもサウンディングをさせていただきます。

※今回のサウンディングについては、ファシリティマネジメントの観点からも検討を進めるため、公共施設 FM 担当課である総合政策課 公民連携室と合同でサウンディングを実施します。

3 対象施設等の概要

(1) 対象施設

施設名	所在地	建築年
①広陵東小学校	百済 1625 番地 1	2002
②広陵西小学校	平尾 542 番地	1968
③広陵北小学校	弁財天 303 番地	1980
④真美ヶ丘第一小学校	馬見南 2 丁目 1 番 30 号	1984
⑤真美ヶ丘第二小学校	馬見北 7 丁目 1 番 32 号	1987
⑥広陵中学校	笠 355 番地	1990
⑦真美ヶ丘中学校	馬見中 2 丁目 17 番 32 号	1986

(2) 令和5年度のプール授業の実施方法等

今年度は各学校において、10 時間程度の授業時間を確保し、プール授業を実施しています。

施設名	プール授業の実施方法	プール授業 1 回当たりの教職員のおおよその動員人数
①広陵東小学校	学年ごとで実施(4 年は 3 クラス)	4
②広陵西小学校	1～3 年は学年(4 クラス)、4 年は 2～3 クラス、5～6 年は 2 クラスで実施	4～6
③広陵北小学校	低・中・高学年ごとに実施	5
④真美ヶ丘第一小学校	2 クラス合同で実施	4(+ボランティア2～3)
⑤真美ヶ丘第二小学校	2・3 年合同、4・1 年合同・5 年生と 6 年生はそれぞれの学年で実施	大プールのみの場合:5 名 小と大プールの場合は 8 名か 9 名

⑥広陵中学校	クラス毎に実施	2
⑦真美ヶ丘中学校	クラス毎に実施	2

(3) 児童生徒数及び学級数の状況(令和6年4月1日見込み)

別紙1のとおり

(4) 学校におけるプール授業のあり方に関するアンケート調査結果

本町において、令和5年8月に町内の小中学校の保護者を対象に学校におけるプール授業のあり方に関するアンケート調査を行いました。結果については、別紙2のとおりとなります。

4 スケジュール

実施要領の公表	令和5年9月22日(金)
サウンディング参加申込み期限	令和5年10月16日(月)
サウンディングの実施(予定)	令和5年10月25日(水) 午後 令和5年10月26日(木) 午後 令和5年10月27日(金) 午前 ※Web会議での実施も検討しています。
実施結果の公表	令和5年11月中旬予定

5 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

ア 応募者は、当該業務への参加を検討している法人その他の団体(以下「法人等」という。)とします(個人での応募はできません。)

イ 応募者は、応募を含む本調査に係る諸手続を行うこととします。

(2) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。

ア 応募者は、提出書類により、本実施要領の内容を十分に遂行できると認められる者

イ 応募者は、学習指導要領及び学校体育実技指導資料 第4集 水泳指導の手引き(三改版) (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/fieldfile/2014/06/10/1348570_1_1.pdf) 等に基づく事業受託ができる者

ウ 応募者は、本町との協議・調整に十分な能力を有し、事業の諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者

参考:学校体育実技指導資料 第4集 水泳指導の手引き(三改版)

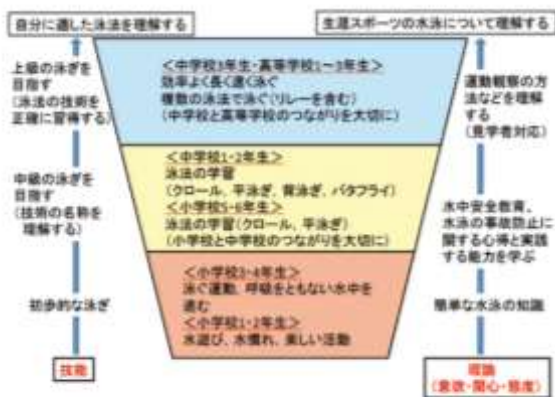


図4 「水泳系」領域の内容とねらいの概略図

※学校体育実技指導資料 第4集 水泳指導の手引き(三改版)から抜粋

(3) 応募者の制限

本実施要領公表の日からサウンディング実施日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者となることができません。

- ア 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納している者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ウ 募集の公表日において本町から指名停止処分を受けている者又は募集の公告日以降に本町から指名停止処分を受けた者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による是正、再生手続中の者
- オ 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等
- カ 労働基準監督署から是正勧告を受け、2年を経過していない者（是正勧告を受け、必要な措置の実施について、労働基準監督署に報告している者を除く。）
- キ アからカまでに掲げるもののほか、法令違反など社会的信用を損なう行為等により、当該業務の受託者として契約するのに相応しくない事由があると町長が認める者

(4) サウンディングの項目

主なサウンディング内容	<ol style="list-style-type: none">1. 受託可能な学校数及び児童・生徒数について2. 移動も含めた包括的な受託の可能性について3. 委託料の考え方及び概算費用について4. 学習指導要領等に掲げられている狙いの実現のために必要なプール授業数及び授業のあり方5. 個々の能力に応じた指導や対処方法のあり方6. 指導インストラクターと児童生徒の信頼関係構築のあり方7. 監視等の児童生徒の安全管理・確保のあり方8. 学校の担当教職員との関わり方9. 学校における児童生徒の成績に関わる評価の実施方法10. 水難事故に遭わないための児童生徒の対応力をつけるためのカリキュラムのあり方11. 移動手段の確保方法及び移動時間の有効活用方法12. 事故や事件が発生した場合の対応方法等のあり方13. 中学校の水泳部活動の指導に関する可能性14. 付加価値として提案可能な業務15. その他学校又は教育委員会事務局が対応しなければいけないこと16. 提案内容に基づくおおよそのプール授業のカリキュラム（実施学年・時期・回数・時間）について17. 契約締結までのスケジュール、業務期間及び履行体制の考え方18. 公募時に開示して欲しい資料等について19. 事業を受託するに当たり、現段階で本町に要望する事項等について
-------------	--

6 サウンディングの実施

(1) サウンディングの申込み

サウンディングの参加を希望する場合は、以下の URL または QR コードからお申し込みください。

申込み URL : <https://logofarm.jp/form/GQTm/375687>

申込み QR :



申込期限は令和5年10月16日(月)までとします。

(2) サウンディングの資料

ア 資料提出

サウンディングの項目について、民間事業者の皆さまとの対話により、意見・考え方等を聞き取りさせていただき予定ですので、特段資料等を提出していただく必要はありません。ただし、サウンディング時に資料を用いて説明される場合は、**サウンディングの前日までに、広陵町教育振興部教育振興課にEメールにてご提出ください。** サウンディング当日に資料をお持ちいただいても問題ありませんが、その場合は、サウンディング実施場所にお持ちいただき、**7部の提出**をお願いします。

イ 提出方法

メール又は持参により提出してください。

提出先：広陵町教育振興部教育振興課（広陵町役場2階）

8 問い合わせ先のとおり

ウ サウンディングの実施

① 実施期間

令和5年10月25日(水) 午後・26日(木) 午後・27日(金) 午前

午前：午前9時00分から正午まで

午後：午後1時00分から午後5時00分まで

※実施日時については事前にご連絡させていただきます。

② 所要時間

1事業者につき1時間から1時間半程度（質疑応答を含む。）

③ 実施場所

広陵町役場

※実施場所の具体的な会議室等の情報についても実施時間の連絡の際に併せてご連絡いたします。

※Web会議の実施も検討しています。

④ その他

サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。また、参加事業者の出席者は3名以内としてください。

(3) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、公表に当たっては、参加事業者に内容の確認を行います。

7 その他

(1) 参加事業者の取扱い

今回のサウンディングに不参加の場合であっても、今後の事業者公募等に参加できます。

※今回のサウンディングへ参加された事業者については、今後実施予定である本事業の公募型プロポーザル審査において加点対象とさせていただきます。

(2) 費用負担

サウンディングの参加に関する書類作成、提出等にかかる全ての費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(4) 行政側の参加者

今回のサウンディングについては、教育総務課及び総合政策課公民連携推進室（公共施設 FM 担当課）合同で実施させていただきます。

8 問い合わせ先

質問等がある場合は、以下までお問い合わせください。

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

■サウンディングに関すること

広陵町 教育振興部 教育総務課 （担当：芦原（内線1012））

電話番号：0745-55-1001

Eメール：kyouikusoumuka@town.nara-koryo.lg.jp

■ファシリティマネジメントに関すること

広陵町 企画部 総合政策課 公民連携室 （担当：藤本（内線1238））

Eメール：sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp